

# 「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助事業の申請書類記入上の留意点

山口県信用保証協会  
経営支援課

補助事業利用申請書

山口県信用保証協会 御中

記入日をご記載ください

年 月 日

経営改善計画策定支援に要する費用について、次の【利用申請にあたって】に記載された事項を確認するとともに、同内容に同意の上、『認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業』に係る補助事業の利用を申請します。

利用申請時の必要書類

【利用申請にあたって】

中小企業活性化協議会に提出した場合のみ写しをご提出ください

①申請者は、協会の支援により作成した計画は、誠実に実行するものとします。

②申請者・認定経営革新等支援機関は、補助金交付額等、当事業での協会の決定に異議を述べないものとします。

③利用申請にあたっては、本書以外に以下の書類を添付してください。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書【補助事業用】(原本)
- ・経営改善計画策定支援事業利用申請書(写)
- ・申請者の概要(写)
- ・業務別見積明細書(写)
- ・認定経営革新等支援機関ごとの見積書及び単価表(写)
- ・計画策定支援に係る工程表(写)

④協会は、必要に応じて申請者・認定経営革新等支援機関・各債権者・中小企業活性化協議会に対して訪問・連絡させていただくことや、協議の場の開催を要請させていただくことがあります。

⑤協会は、完成した経営改善計画の実行状況についてモニタリングさせていただくことがあります。

⑥補助金交付額は経営改善計画策定支援費用の1/6(ただし、上限10万円)までとなります。伴走支援、金融機関交渉費用及び、業務別見積明細記載の費用総額の内、伴走支援、金融機関交渉費用を除いた金額を超過した部分については補助の対象に含みません。

⑦『認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業(中小版GL枠)』は、当補助事業の対象に含みません。

⑧中小企業活性化協議会からの費用負担が受けられない案件は、当補助事業の対象にもなりません。

⑨中小企業活性化協議会から費用負担を受けられた場合でも、補助の対象とならない場合があります。

⑩提供いただいた個人情報は、当事業の目的にのみ利用します。

⑪作成された計画を使った融資の実現について、協会は一切の義務を負担しません。

⑫作成された計画に基づいて行われた事業活動の結果について協会は其の責を負いません。

上限10万円(伴走支援、金融機関交渉費用は補助対象外)です

補助金交付申請予定額 金 円

計算式

(費用見積額-伴走支援、金融機関交渉費用) × 1/6 ≤ 10万円 ⇒ (費用見積額-伴走支援、金融機関交渉費用) の 1/6

(費用見積額-伴走支援、金融機関交渉費用) × 1/6 > 10万円 ⇒ 10万円

経営改善計画策定支援費用予定額 円 × 1/6 = 円

伴走支援、金融機関交渉費用は除外してください

申請者名: 代表者名: 住所: 電話番号: 印

認定経営革新等支援機関・支店名: 代表者名: 住所: 電話番号: 印

『代表』認定経営革新等支援機関の署名捺印をお願いします

(担当者名: )

(20220401改)

個人情報の取扱いに関する同意書

山口県信用保証協会 御中

記入日をご記載ください

年 月 日

住 所

氏 名

印

法人の場合は『代表者』の署名捺印をお願いします

私は、経営革新等支援機関（以下、「認定経営革新等支援機関」という。）による経営改善計画策定支援事業に係る貴協会の補助事業を利用するにあたり、中小企業活性化協議会及び認定経営革新等支援機関等が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、補助事業等の運営のため、貴協会に対して提供することに同意いたします。

- ① 氏名・住所・連絡先等・属性に関する情報
- ② 補助事業利用・補助金交付に関する情報
- ③ 認定経営革新等支援機関に依頼する内容・費用等に関する情報
- ④ 経営改善計画及びその同意に関する情報
- ⑤ モニタリング等の情報

また、貴協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、補助事業等の運営のため、中小企業活性化協議会及び認定経営革新等支援機関等に対して提供することに同意いたします。

- ① 氏名・住所・連絡先等・属性に関する情報
- ② 保証利用残高・返済状況等・保証利用状況等に関する情報（過去のものを含む。）
- ③ 保証料率
- ④ 補助事業利用・補助金交付に関する情報
- ⑤ 経営改善計画及びその同意に関する情報

以上

(20220401改)

補助金交付申請時の必要書類  
※利用申請時の提出書類では  
ありません

補助金交付申請書

記入日をご記載ください

様式3

山口県信用保証協会 御中

①当初見積額を超過する補助はできません  
②伴走支援、金融機関交渉費用は補助  
対象外です

年 月 日

経営改善計画策定支援に要した費用について、以下の資料を添付の上、『認定経営革新等支援  
機関による経営改善計画策定支援事業』に係る補助事業について補助金の交付を申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円

※補助金交付額は経営改善計画策定支援費用の1/6（ただし、上限10万円）までとなります。

伴走支援、金融機関交渉費用及び、業務別見積明細記載の費用総額の内、伴走支援、金融機関交渉費用を除いた金額を超過した部分については補助の対象に含みません。

費用見積額－伴走支援、金融機関交渉費用（当初見積額）≥経営改善計画策定支援費用⇒経営改善計画策定支援  
費用＝①

費用見積額－伴走支援、金融機関交渉費用（当初見積額）<経営改善計画策定支援費用⇒費用見積額－伴走支援、  
金融機関交渉費用（当初見積額）＝②

〔計算式：① or ② × 1/6 ≤ 10万円 ⇒ ① or ② の 1/6  
① or ② × 1/6 > 10万円 ⇒ 10万円〕

① or ② = 円 × 1/6 = 円

（どちらかに○を付けてください）

2. 補助金振込先（申請者名義の口座）

金融機関・支店名：  
預金種目： 1. 普通 2. 当座  
口座番号：  
名 義：  
フリガナ：

申請者名義の口座をご記入ください  
※認定経営革新等支援機関名義で  
はありませんのでご注意ください

補助金交付申請時の必要書類

3. 添付書類

- 経営改善計画策定支援事業費用支払申請書（写）
- 経営改善計画書（写）
- 申請者による費用負担額の支払いを示す証憑類【振込受付書・払込取扱票等】（写）
- 山口県中小企業活性化協議会から費用負担の支払いがあったことを証する書面（※計画策定に係る半額補助があったことを証するもの）

申請者名：  
代表者名：  
住 所：  
電話番号：

印

(20240201改)

山口県信用保証協会 経営支援課

認定経営革新等支援機関の皆様へ

- 本補助事業の利用申請は、国の支援事業の利用申請後に速やかに行っていただきますようお願い致します。**利用申請が、経営改善計画が提示されるまでに行われなければ、補助事業の利用申請に応じられません。**また、利用申請が、国の支援事業の利用申請後に長期間経過した場合、補助事業の利用申請に応じられない場合があります。
- 本補助事業は**年度毎**の事業となっておりますので、補助金の支払いが**次年度**にずれ込むことが想定される場合、利用申請に応じられない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 早期経営改善計画策定支援に係る費用、中小版G L 枠は補助事業の対象になりませんので、ご留意願います。
- 「計画策定支援を行う認定経営革新等支援機関」と「伴走支援を行う認定経営革新等支援機関」が同一である場合、補助金交付申請は、**計画策定に係る半額補助が完了した後となり、申請に際しては、中小企業活性化協議会からの費用負担（計画策定に係る半額補助）、自身の自己負担を証する書面の添付が必要となります。**

お問合せ先  
〒753-8654  
山口市中央四丁目5番16号  
山口県信用保証協会 経営支援課  
TEL083-921-3095